8　「対象移転型非新規基準雇用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数（(((５の③)－(２の③))と(１の③の内書)のうち少ない数)と⑿のうち少ない数）（マイナスの場合は０）　⒀　」の欄は、当該事業年度が令和４年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「と(１の③の内書)のうち少ない数」を消すこと。

別表六(十一)付表の記載要領第11号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第６項第９号、令和４年旧措置法」を加え、同号を同第五号とし、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第６項第８号又は令和４年旧措置法」を加え、同号を同第四号とし、同第１号の次に次の11号を加える。

2　「当期の終了の日における雇用者の数　(1)」の「特定業務施設　②」の欄の内書には、租税特別措置法第42条の12第６項第11号に規定する特定非新規雇用者数を記載すること。

3　「当期の終了の日における雇用者の数　(1)」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設　③」の欄の内書には、租税特別措置法第42条の12第６項第14号に規定する移転型特定非新規雇用者数を記載すること。

別表六(十一)付表を別表六(十一四)付表１とし、同表の次に次の二表を加える。